

■ 募集要項等の修正について

| No | 種類       | 頁 | 第1   | 1 | (1) | ア | ① | 項目等                        | 修正後   | 修正前  |
|----|----------|---|------|---|-----|---|---|----------------------------|---|--|
| 1  | 募集要項     | 4 | 第3   | 3 | (3) | ア | ① | (2) 附置義務台数                 | ・条件台数のほかに、「まちづくり条例」の附置義務台数も設置するものとする。   | ・条件台数のほかに、「まちづくり <del>に</del> 条例」の附置義務台数も設置するものとする。  |
| 2  | 募集要項     | 8 | 第3   | 3 | (4) | ア |   | 賃貸借期間満了時の取扱い               | ・賃貸借期間満了時には、借地借家法第23条の規定により、事業予定地上の建物及びその他の工作物を収去し、更地の状態で本市へ返還することが原則となるが、提案施設の建設時に存置した既存施設の収去は不要とし、本市に無償で <b>所有権を移転した上で</b> 引き渡すものとする。                                     | ・賃貸借期間満了時には、借地借家法第23条の規定により、事業予定地上の建物及びその他の工作物を収去し、更地の状態で本市へ返還することが原則となるが、提案施設の建設時に存置した既存施設の収去は不要とし、本市に無償で引き渡すものとする。                                     |
| 3  | 基本協定書(案) |   |      |   |     |   |   | 目次                         | 第21条(独占禁止法 <b>等</b> に関する本協定等の解除および賠償額の予定)   | 第21条(独占禁止法に関する本協定等の解除および賠償額の予定)  |
| 4  | 基本協定書(案) | 6 | 第21条 |   |     |   |   | 独占禁止法等に関する本協定等の解除および賠償額の予定 | (独占禁止法 <b>等</b> に関する本協定等の解除および賠償額の予定)   | (独占禁止法に関する本協定等の解除および賠償額の予定)  |
| 5  | 基本協定書(案) | 9 | 第26条 |   | (1) |   |   | 解除時の既存施設等の取扱い              | 本件借地権設定契約締結前であつては、代表企業は第15条に規定する既存施設無償譲渡契約のたいしょうとなる既存施設を、本市の選択により直ちに撤去又は現状有姿にて安全を確保して無償で <b>所有権を移転した上で</b> 返還し、かつ、第16条に規定する一時土地使用貸借契約の対象となる事業予定地の敷地の安全を確保して無償で本市に返還するものとする。 | 本件借地権設定契約締結前であつては、代表企業は第15条に規定する既存施設無償譲渡契約のたいしょうとなる既存施設を、本市の選択により直ちに撤去又は現状有姿にて安全を確保して無償で返還し、かつ、第16条に規定する一時土地使用貸借契約の対象となる事業予定地の敷地の安全を確保して無償で本市に返還するものとする。 |
| 6  | 基本協定書(案) | 9 | 第26条 |   | (2) |   |   | 解除時の既存施設等の取扱い              | 本件借地権設定契約後であつては、代表企業は本件借地権設定契約部分の土地を現状に復して本市に返還するものとし、提案施設の建設時に存置した既存施設は、本市に無償で <b>所有権を移転した上で</b> 返還するものとする。  | 本件借地権設定契約後であつては、代表企業は本件借地権設定契約部分の土地を現状に復して本市に返還するものとし、提案施設の建設時に存置した既存施設は、本市に無償で返還するものとする。  |
| 7  | 基本協定書(案) | 9 | 第26条 |   | (3) |   |   | 解除時の既存施設等の取扱い              | 前二号に <b>かかる</b> 費用は、第13条第3項、第23条第1項のうち事業者の責めに帰すべき事由があるとき、第23条第2項又は第30条4項による解除の場合は事業者の負担とし、第23条第1項のうち本市の責めに帰すべき事由があるとき又は第25条による解除の場合は本市の負担とする。                               | 前二号に <b>定める</b> 費用は、第13条第3項、第23条第1項のうち事業者の責めに帰すべき事由があるとき、第23条第2項又は第30条4項による解除の場合は事業者の負担とし、第23条第1項のうち本市の責めに帰すべき事由があるとき又は第25条による解除の場合は本市の負担とする。            |

| No | 種類               | 頁 | 第1   | 1 | (1) | ア | ① | 項目等           | 修正後   | 修正前  |
|----|------------------|---|------|---|-----|---|---|---------------|---|--|
| 8  | 事業用定期借地権設定契約書(案) | 4 | 第9条  | 2 |     |   |   | 建物の賃貸借等       | 代表企業は、本件建物の全部又は一部を前項の事業計画書に記載のない第三者へ賃貸する場合は、事前に本市の書面による承諾を得るものとする。ただし、代表企業は第3条第2項の用途に使用する者には賃貸できないものとする。  | 代表企業は、本件建物の全部又は一部を前項の事業計画書に記載のない第三者へ賃貸する場合は、事前に本市の書面による承諾を得るものとする。ただし、代表企業は第2条第2項の用途に使用する者には賃貸できないものとする。   |
| 9  | 事業用定期借地権設定契約書(案) | 5 | 第10条 | 2 |     |   |   | 建物及び借地権の譲渡・転貸 | 前項の規定にかかわらず、代表企業が、正当な理由により、本件建物の全部又は一部を第三者に譲渡する場合、又、これに伴い本件借地権(賃借権)を第三者に譲渡・転貸の相手方となる第三者構成企業であることが原則とするが、これ以外の者の場合は、本市がやむを得ないと認める者に限るものとする。この場合においても、代表企業は、第3条第2項の用途として使用する者には本件建物の全部又は一部を譲渡することはできないものとする。                                      | 前項の規定にかかわらず、代表企業が、正当な理由により、本件建物の全部又は一部を第三者に譲渡する場合、又、これに伴い本件借地権(賃借権)を第三者に譲渡・転貸の相手方となる第三者構成企業であることが原則とするが、これ以外の者の場合は、本市がやむを得ないと認める者に限るものとする。この場合においても、代表企業は、第2条第2項の用途として使用する者には本件建物の全部又は一部を譲渡することはできないものとする。                   |
| 10 | 事業用定期借地権設定契約書(案) | 6 | 第15条 | 1 |     |   |   | 明渡し・原状回復      | 代表企業は、本件借地権の契約期間が満了するときまでに自己の費用をもって本件土地の存する本件建物及びその他本件土地に付属させた一切の物を収去し、本件土地を、本市から代表企業への本件土地の引き渡し時点の現状に復して土壌汚染の無いことを確認したうえで本市に返還し、提案施設の建設時に存置した既存施設は、本市に <b>所有権を移転した上で</b> 無償で引き渡さなければならない。なお、本市及び代表企業は、本件借地権の契約期間満了の3年前から、契約終了に向けた協議を開始するものとする。 | 代表企業は、本件借地権の契約期間が満了するときまでに自己の費用をもって本件土地の存する本件建物及びその他本件土地に付属させた一切の物を収去し、本件土地を、本市から代表企業への本件土地の引き渡し時点の現状に復して土壌汚染の無いことを確認したうえで本市に返還し、提案施設の建設時に存置した既存施設は、本市に無償で引き渡さなければならない。なお、本市及び代表企業は、本件借地権の契約期間満了の3年前から、契約終了に向けた協議を開始するものとする。 |
| 11 | 事業用定期借地権設定契約書(案) | 6 | 第15条 | 2 |     |   |   | 明渡し・原状回復      | 代表企業は、本件借地権契約期間が満了する前に本契約が解除された場合、速やかに自己の費用をもって本件土地の存する本件建物及びその他本件土地に付属させた一切の物を収去し、本件土地を現状に復して土壌汚染の無いことを確認したうえで、本市に返還し、提案施設の建設時に存置した既存施設は、本市に無償で <b>所有権を移転した上で</b> 引き渡さなければならない。  | 代表企業は、本件借地権契約期間が満了する前に本契約が解除された場合、速やかに自己の費用をもって本件土地の存する本件建物及びその他本件土地に付属させた一切の物を収去し、本件土地を現状に復して土壌汚染の無いことを確認したうえで、本市に返還し、提案施設の建設時に存置した既存施設は、本市に無償で引き渡さなければならない。  |
| 12 | 事業用定期借地権設定契約書(案) | 6 | 第18条 |   |     |   |   | 遅延利息          | 代表企業は、第5条第3項に規定する期日までにその賃料を支払わなかった時、又は第6条第1項、第3項に規定する期日までにその保証金若しくはその不足額の預託を行わなかったときは、その遅延した日数に応じ、茅ヶ崎市市有財産規則(平成11年12月22日規則第49号)の定めによる遅延利息を本市に支払わなければならない。   | 代表企業は、第4条第3項に規定する期日までにその賃料を支払わなかった時、又は第5条第1項、第3項に規定する期日までにその保証金若しくはその不足額の預託を行わなかったときは、その遅延した日数に応じ、茅ヶ崎市市有財産規則(平成11年12月22日規則第49号)の定めによる遅延利息を本市に支払わなければならない。  |